平成２３年（フ）第９１６号
京都府長岡京市高台２丁目７番地９
債務者　前田　英里
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑7236番地の３
債務者　秋好　利枝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第２５号
香川県高松市木太町607番地10
債務者　黒川　明美（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８１号
香川県高松市屋島西町2282番地15　メゾン・ド・屋島２―302号室
債務者　宮内　秀和
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４１号
香川県高松市香川町川東上2369番地２
債務者　川西　秋子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５４号
香川県高松市花ノ宮町１丁目12番41号
債務者　城山　祐輔
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８１号
長崎県長崎市立岩町33番５号　カリーナ立岩201号、旧住所長崎県長崎市御船蔵町16番43―1001号
債務者　中村　　恵（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
長崎県長崎市出雲２丁目５番５号　ハイツ出雲102、旧住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目８番地の９
債務者　後藤　美香（旧姓伊吹）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
長崎県長崎市戸町２丁目173番地９　市営二本松アパートＡ５棟101号
債務者　小田　功恵
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
長崎県長崎市鶴の尾町17番３号
債務者　髙藤亜由実
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
高知市薊野南町18番２―６号　コーポ坂本２Ｆ201号
債務者　野本　卓矢
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６４号
高知市神田262番地７
債務者　吉川　文次
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６８号
高知県土佐市高岡町甲2078番地
債務者　朝日　佑弥
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７０号
高知市西秦泉寺125番地　オクトスクエア201
債務者　加藤　康孝
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３７３号
高知市一宮東町５丁目17番15号　ラ・フォーレ緑ヶ丘Ｉ棟２階Ｉ205号室、住民票上の住所高知県南国市上末松932番地３
債務者　森知　陽一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８６号
高知県高岡郡日高村下分746番地11
債務者　上田　多恵
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１８号
高知県高岡郡日高村下分380番地５
債務者　琴賀岡　亮
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５８０号
仙台市泉区南光台東２丁目38番22号
債務者　荒　　恒雄
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係